

# 犬の登録・狂犬病予防注射手続きの一部変更について

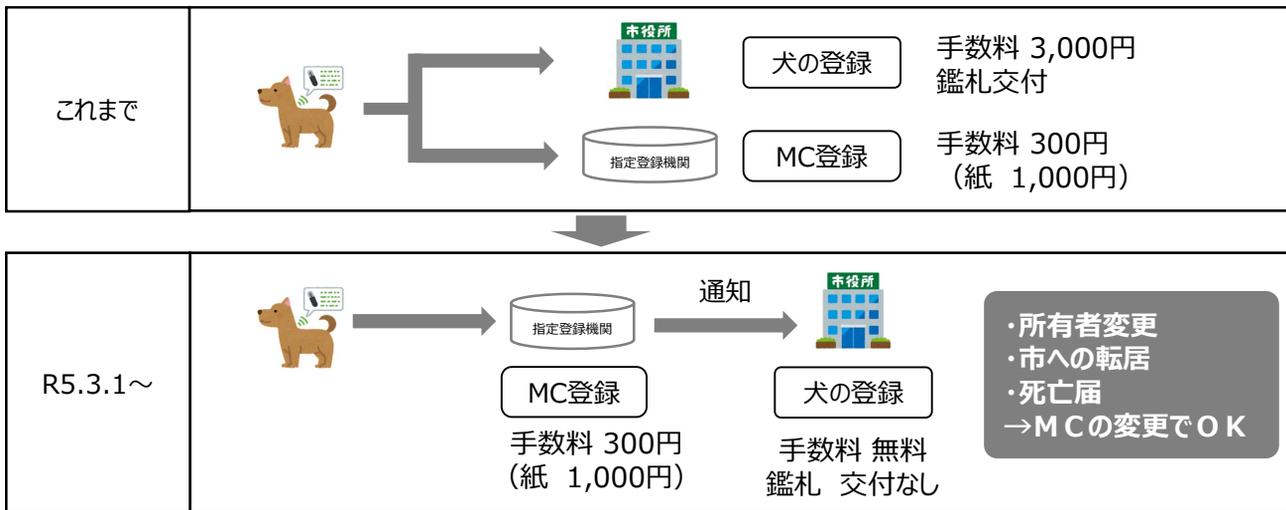
## 1 犬の登録手続きの変更 R5.3月 スタート

マイクロチップ（MC）装着の一部義務化に伴う狂犬病予防法の特例を適用することで、犬の登録手続きに係る市民の利便性の向上、行政の手続きの効率化を図る

### 狂犬病予防法の特例（特例制度）について

- ・MC登録情報が登録機関から参加自治体に通知される
- ・通知をもとに市町村で犬の登録手続きを行う（MCを鑑札とみなす）
- ・福岡市では、特例制度での登録の場合の手数料は無料（通常は3,000円）

**主な変更点** ※MC未装着の場合はこれまで同様、登録（鑑札交付）が必要



### 県内の参加状況

- これまで 宇美町・小竹町 参加  
 R5.3月～ 北九州市 及び 福岡市 参加  
 R5.4月～ 春日市・大野城市 等 周辺市町村が多数参加予定

## 2 注射済票交付手続きのオンライン化 R5.3月 スタート

行政手続きのデジタルトランスフォーメーションの取組みとして、犬の狂犬病予防注射済票の交付申請が、窓口だけでなくオンラインでも可能に（注射済票は後日郵送）。

### 手続きの流れ

